稲沢市分別収集計画

（第１０期）

令和４年６月

愛 知 県　稲 沢 市

目　　　　次

１　計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

４　対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・・・・ 2

６　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・・ 2

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

１０　分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・ 5

１１　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 6

１２　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・ 7

稲沢市分別収集計画（第１０期）

令和４年６月

１　計画策定の意義

快適で住みよい生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、循環型社会の形成に向けて、ごみ減量化、資源化の推進などを進めてきたが、平成２１年度の指定ごみ袋制度の導入以降目立ったごみの減少はなく、ごみ処理量は横ばいの状況が続いている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づき策定し、容器包装廃棄物の分別収集による３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に際し、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、ごみ減量化や環境負荷の少ない地域社会の実現、資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指す。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

（１）ごみの排出抑制、リサイクルを基本としたまちづくりの推進

（２）市民、事業者、行政が一体となった環境負荷の低減

（３）容器包装廃棄物の一層の減量化、最終処分場への搬入量の削減

３　計画期間

計画期間は、令和５年４月を始期とする５年間とし、令和７年度に見直す。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
スチール製容器	１４４ｔ	１４１ｔ	１３９ｔ	１３８ｔ	１３７ｔ
アルミ製容器	１７８ｔ	１７３ｔ	１６９ｔ	１６６ｔ	１６４ｔ
ガラス製容器	６４４ｔ	６２８ｔ	６１６ｔ	６０６ｔ	６００ｔ
飲料用紙容器	１４２ｔ	１３８ｔ	１３５ｔ	１３２ｔ	１３０ｔ
段ボール製容器	1,２３０ｔ	1，１７３ｔ	1，１２４ｔ	1，０８３ｔ	1，０４９ｔ
紙製容器包装	６９２ｔ	６８１ｔ	６７４ｔ	６６８ｔ	６６２ｔ
ペットボトル	３３２ｔ	３２９ｔ	３２６ｔ	３２３ｔ	３２０ｔ
プラスチック製容器包装	２，１６８ｔ	２，１４２ｔ	２，１２３ｔ	２，１０４ｔ	２，０８５ｔ
容器包装廃棄物合計	５，５３０ｔ	５，４０５ｔ	５，３０６ｔ	５，２２０ｔ	５，１４７ｔ

６　容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図るものとする。

（１） 過剰包装の抑制・レジ袋の削減

簡易包装の普及、レジ袋削減・マイバッグ持参運動を推進するため、広報・啓発活動を行う。

（２）使い捨て容器の消費の抑制

食品トレイをはじめとした使い捨てのプラスチック製容器の消費を抑制するために、広報・啓発活動を行う。環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、プラスチックの賢い付き合い方について内外に発信する。

（３）出前講座

ごみの減量化やリサイクルの促進などについて、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種団体からの要請に応じて職員が説明を行う。

７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、市民の協力度及び負担、市の収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール缶・小物の鉄類 アルミ缶
主としてガラス製の容器 ─ 無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 ─ 茶色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 ─ その他の色のガラス製容器	ガラスびん（無色） ガラスびん（茶色） ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他の色）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック （飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ（飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料、調味料等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第８条第２項第４号）

	令和5年度（合計）	令和5年度（引渡量）	令和5年度（独自処理量）	令和6年度（合計）	令和6年度（引渡量）	令和6年度（独自処理量）	令和7年度（合計）	令和7年度（引渡量）	令和7年度（独自処理量）	令和8年度（合計）	令和8年度（引渡量）	令和8年度（独自処理量）	令和9年度（合計）	令和9年度（引渡量）	令和9年度（独自処理量）
主としてスチール製の容器	108 t			106 t			105 t			104 t			104 t		
主としてアルミ製の容器	75 t			73 t			71 t			70 t			69 t		
無色のガラス製容器	229 t		229 t	223 t		223 t	219 t		219 t	216 t		216 t	214 t		214 t
茶色のガラス製容器	143 t		143 t	139 t		139 t	136 t		136 t	134 t		134 t	133 t		133 t
その他のガラス製容器	97 t	65 t	32 t	95 t	64 t	31 t	93 t	63 t	30 t	92 t	62 t	30 t	91 t	61 t	30 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	35 t			34 t			33 t			32 t			32 t		
主として段ボール製の容器	516 t			492 t			471 t			454 t			440 t		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	–			–			–			–			–		
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆ、調味料等再商品化に適した商品を充填するためのもの	165 t		165 t	163 t		163 t	162 t		162 t	161 t		161 t	160 t		160 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1548 t	1548 t		1529 t	1529 t		1515 t	1515 t		1501 t	1501 t		1487 t	1487 t	
（うち白色トレイ）	–			–			–			–			–		

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

（例）特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

令和５年度以降については、対前年比が１．０を超えるものについては減量策を実施するものとして０.５％を減じ、１．０未満のものについては自然減の傾向にあるものの１．０に近づくものと推定し０．５％を加える。０．５％の加減により対前年比が１．０をまたぐものについては、以降の対前年比を１．０とする。

１０　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、子ども会などの市民団体による集団回収についても、引き続き奨励金の交付による支援を行い、市民団体による回収を促進する。これらの収集方法に加え、プラスチック製容器包装を除く容器包装廃棄物について、環境センターでの拠点回収を行う。

<table>
<tr><th colspan="3">容器包装廃棄物の種類</th><th>収集に係る分別の区分</th><th>収集・運搬段階</th><th>選別・保管等段階</th></tr>
<tr><td rowspan="2">金属</td><td colspan="2">スチール製容器</td><td>スチール缶・小物の鉄類</td><td rowspan="2">市による定期収集、住民団体による集団回収、拠点回収</td><td rowspan="2">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">アルミ製容器</td><td>アルミ缶</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラス</td><td colspan="2">無色のガラス製容器</td><td>ガラスびん（無色）</td><td rowspan="3">市による定期収集、住民団体による集団回収、拠点回収</td><td rowspan="3">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">茶色のガラス製容器</td><td>ガラスびん（茶色）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の色のガラス製容器</td><td>ガラスびん（緑色）
ガラスびん（その他）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙類</td><td colspan="2">飲料用紙製容器</td><td>牛乳パック</td><td rowspan="3">市による定期収集、住民団体による集団回収、拠点回収</td><td rowspan="3">民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">段ボール製容器</td><td>段ボール</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の紙製容器包装</td><td>雑がみ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラスチック</td><td colspan="2">ペットボトル</td><td>ペットボトル</td><td>市による定期収集、拠点回収</td><td>民間事業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のプラスチック製容器包装</td><td rowspan="2">プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）</td><td rowspan="2">市による定期収集</td><td rowspan="2">民間事業者</td></tr>
<tr><td></td><td>（白色発泡スチロール製食品トレイ）</td></tr>
</table>

１１　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

収集に係るかご等の容器及び車両等は、現行の方法で行う。

なお、選別、圧縮、保管施設は、民間事業者を活用する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	スチール缶・小物の鉄類	プラ製かご	トラック	民間事業者
	アルミ製容器	アルミ缶	布製袋又は箱		
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん（無色）	プラ製かご	トラック	民間事業者
	茶色のガラス製容器	ガラスびん（茶色）			
	その他の色のガラス製容器	ガラスびん（緑色） ガラスびん（その他）			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	なし （ひもで束ねる）	トラック	民間事業者
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	雑がみ			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	布製袋	トラック	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装 （白色発泡スチロール製食品トレイ）	プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	市指定袋	塵芥車	民間事業者

１２　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実効あるものとするために、計画の推進にあたり取り組むべき事項は、次のとおりとする。

（１）廃棄物減量等推進審議会の開催

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、引き続き廃棄物減量等推進審議会を開催する。

（２）地域力の活性化

地域やＮＰＯ法人・福祉団体等と連携を図り、リサイクル活動を推進する。

（３）集団回収への支援

市で行う分別収集とは別に、子ども会などの市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金を交付し支援する。

（４）計画の推進

計画の推進にあたっては、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、毎年減量目標値のチェック、施策の効果測定等の進行管理を行うこととする。

稲沢市分別収集計画

（第１０期）

令和５年度～令和９年度

令和４年６月策定

発行　稲沢市

編集　稲沢市経済環境部資源対策課

稲沢市中野川端町７４番地（環境センター内）

電話　０５８７－３６－０１３５